

奈良県営水道企業管理規程第八号

水道局
出先機関 各課

奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第十七条第二項第十号中「かし担保責任」を「目的物の種類又は品質に関する担保責任」に改める。

第二十条第一項ただし書中「かし担保義務」を「目的物の種類又は品質に関する担保義務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の奈良県営水道契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。